筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３３条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同条第２項の規定により掲載する。

令和８年１０月２９日

大阪法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号	令和８年第２２５号	
対象土地	大阪市東成区中道二丁目３１番１９	
	同所	３１番１８
手続番号	令和８年第２２６号	
対象土地	大阪市東成区中道二丁目３１番１９	
	同所	３１番３１

２　関係人の氏名又は名称

久米龍太

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定の申請がされた旨の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。